

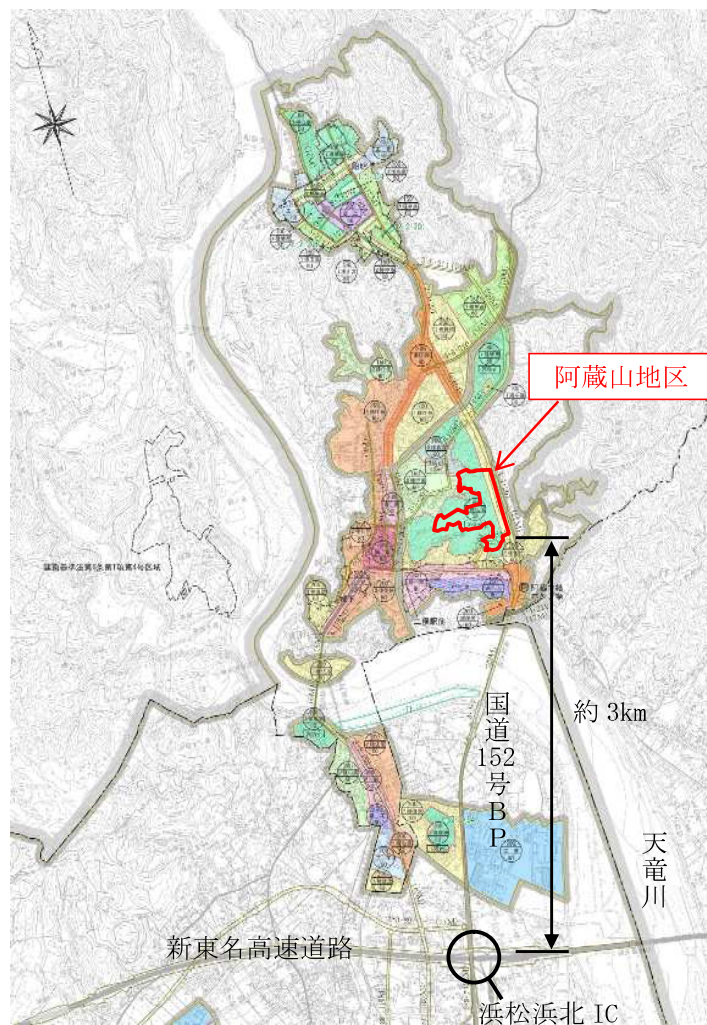
令和6年度第2回浜松市都市計画審議会について

令和6年度第2回浜松市都市計画審議会（令和7年2月14日）において、以下について審議、了承されたため、報告します。

1 阿蔵山地区関連の都市計画決定及び変更

新東名高速道路浜松浜北ICの北約3kmに位置する阿蔵山地区について、将来の工業需要に対応し、工業の利便増進と周辺住宅地の居住環境に配慮し保全を図るため、用途地域、地区計画、都市計画道路の都市計画決定及び変更をする。

●位置図（都市計画図）



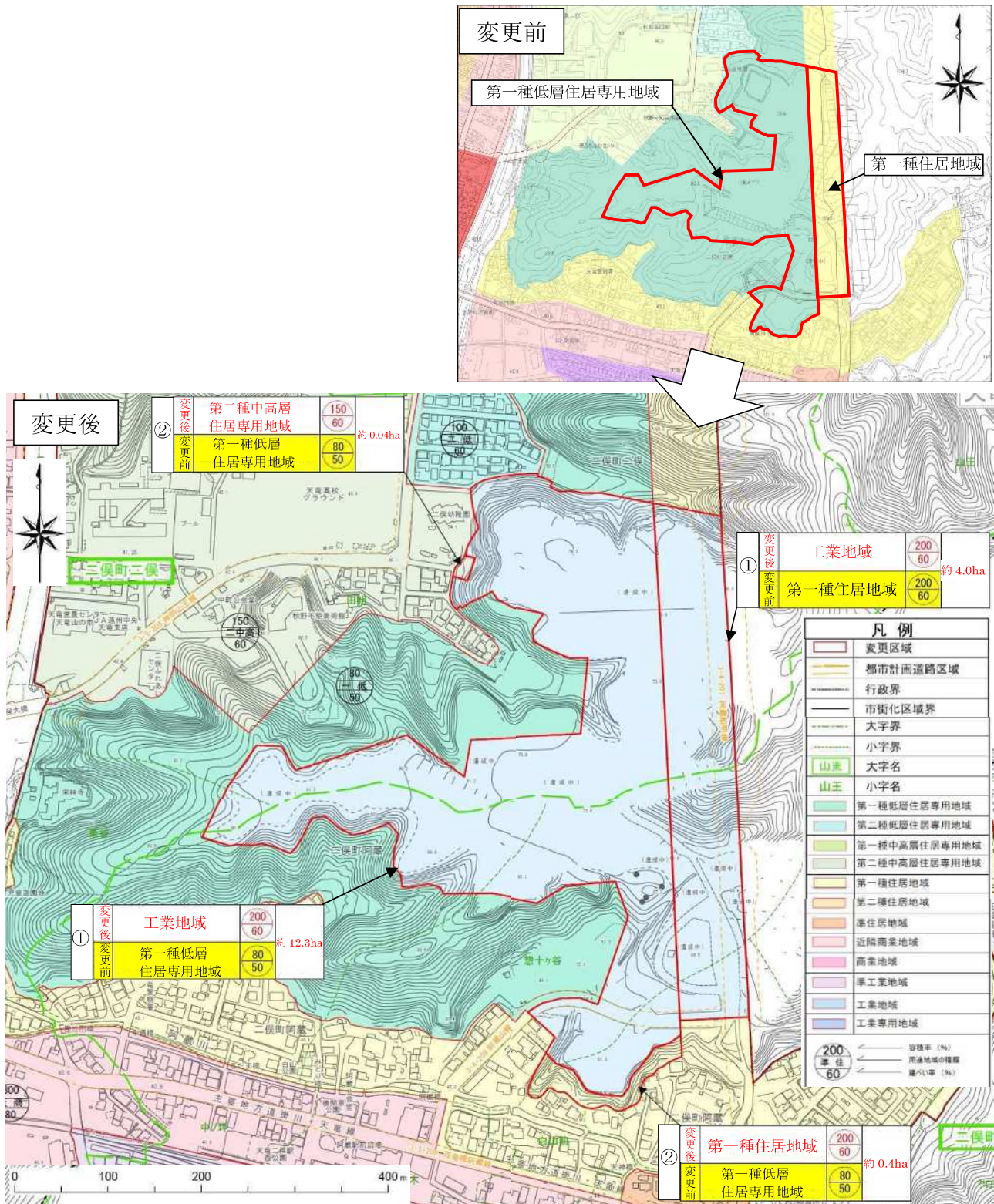
(1) 用途地域

①工業地域 (16.3ha)

今後、工業用地造成が行われ、確実に工業的土地利用に供される阿蔵山地区を工業用地として位置付け、工業の利便増進を図るため、用途地域を第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域から工業地域に変更する。

②第二種中高層住居専用地域 (0.04ha)、第一種住居地域 (0.4ha)

隣接する既存の用途地域との整合を図るため、用途地域を第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域及び第一種住居地域に変更する。



(2) 地区計画

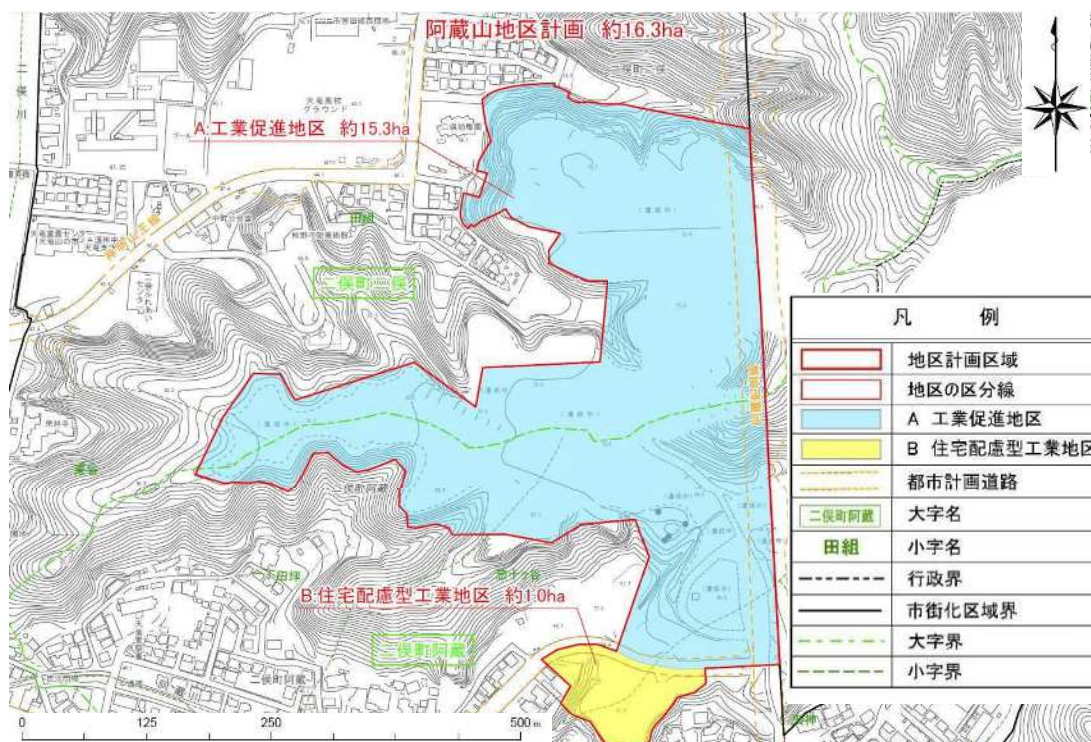
用途地域を工業地域に変更する区域において、工業の利便増進と周辺住宅地の居住環境に配慮し保全するため、阿蔵山地区計画（約 16.3ha）を決定する。

A : 工業促進地区 (約 15.3ha)

工業の利便性を高めた工業地としての市街地形成を図る。

B：住宅配慮型工業地区（約 1.0ha）

周辺住宅地の居住環境を配慮しつつ、工業の利便性を高めた工業地としての市街地形成を図る。

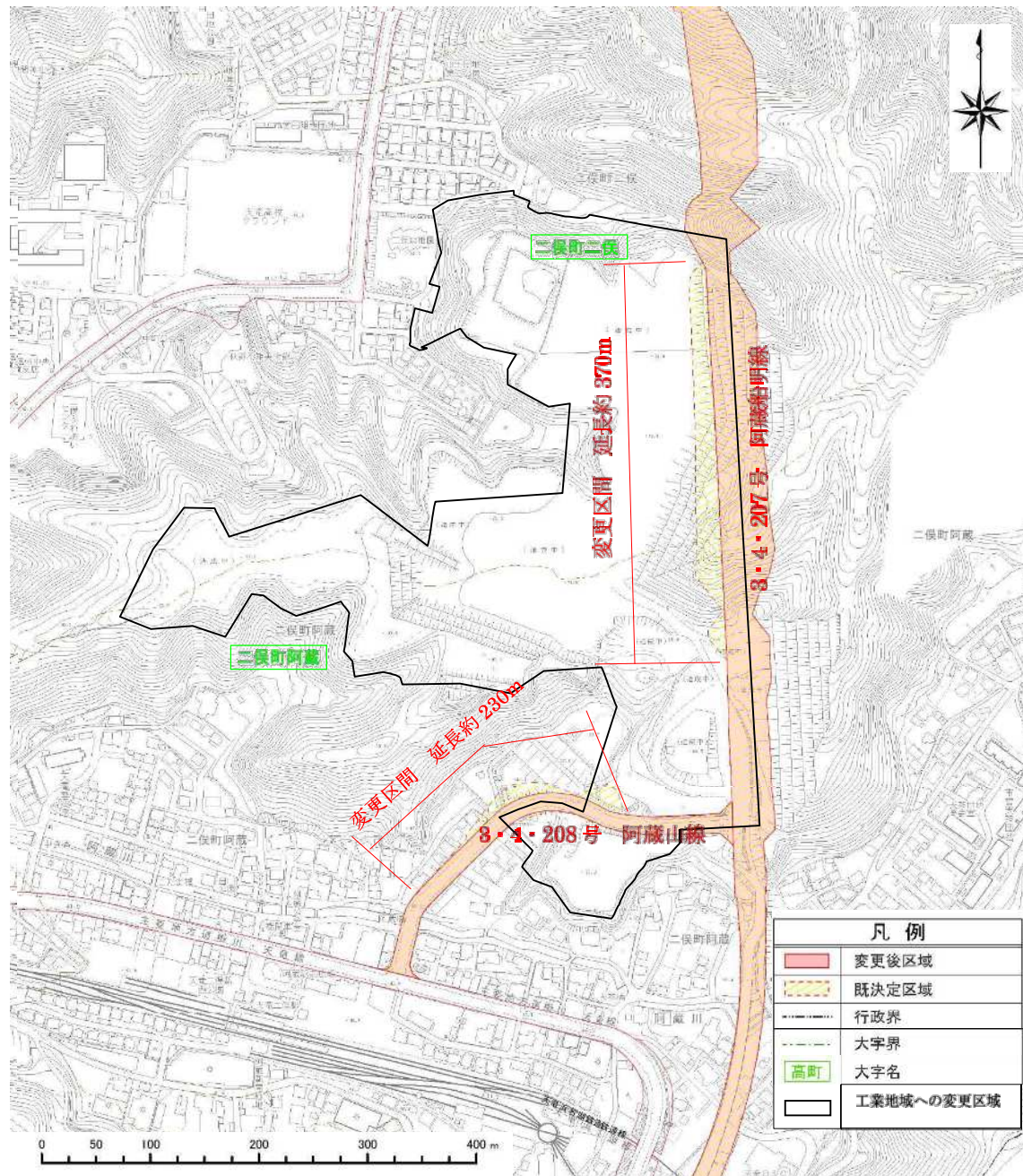
[illegible][illegible]

- …建築可能。
○…建築可能（面積や階数等の制限あり）
□…A地区の制限。
■…B地区の制限。

(3) 都市計画道路

阿蔵山地区の開発計画の進捗に伴い、開発区域との整合を図るため、都市計画道路の区域を変更する。(法面の一部を区域から除外)

- 3・4・207号 阿蔵船明線 変更区間延長 約370m
- 3・4・208号 阿蔵山線 変更区間延長 約230m



2 国立大学法人浜松医科大学の都市計画変更

都市計画と現況との整合を図るため、都市計画の名称及び区域を変更する。

	名 称	面 積
変更前	国立医科大学	約 32.0 ha
変更後	国立大学法人浜松医科大学	約 31.7 ha

